

令和4年第3回山北町議会定例会 （9月7日）

副 議 長

皆さん、おはようございます。

初めに、急ではありますが、本日議長より欠席の届けが提出されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議事進行を務めさせていただきます。

ただいまから、本日の会議を開きます。 （午前9時00分）

なお、井上財務課長におかれましては、都合により欠席の旨、町側から申し出がありましたのでお知らせいたします。

議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第49号 山北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長

議案第49号 山北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年9月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、国家公務員の育児休業等に関する規定の改正に伴い、地方公務員においても同様の措置をとる必要があるため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

副 議 長

企画総務課長。

企 画 総 務 課 長

それでは、議案第49号 山北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

最初に、条例改正の概要でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が、令和4年5月2日に交付されました。

改正法は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、人事院の意見の申入れ等を踏まえ、国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援、介護支援に係る規定の改正を行うことをその内容とするものであるため、町でも所要の措置を行うものであります。

具体的には、育児休業の取得回数を原則1回から原則2回まで取得可能とするもの。

また、育児休業とは別に産後パパ育休の取得回数を原則1回から原則2回まで取得可能とするものでございます。

また、非常勤職員の取得要件を緩和するものでもございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。3枚おめくりください。

第2条につきましては、育児休業をすることができない職員を指定しておりますが、第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同条第3号アは、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、この出生日から起算して8週間と6か月を経過する日以降も引き続き任用される可能性がある場合は取得可能とした条件を規定しているのものであります。

イの（ア）は、原則1歳までの育児休業であるが1歳6か月まで延長できる一定要件に該当する場合を規定しているものです。

1枚おめくりください。

（イ）は、任期の末日を育児休業等の末日とする非常勤職員が引き続き採用される場合、採用される日を初日として育児休業をする場合を規定しているものです。

第2条の3は育児休業法により1歳から1歳6か月までの間で条例で定める日を規定しているものです。

第3号は、1歳到達日の翌日を初日とする育児休業をしようとする場合で、次のいずれかにも該当する場合は1歳6か月と規定しているものでございます。

同号アは、非常勤職員の子が1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする場合を規定しているものです。

同号イは、非常勤職員またはその配偶者が子の1歳到達日において育児休業等をしている場合を規定しているものです。

1枚おめくりください。

同号ウは、子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として町長が定める場合を規定しているものです。

同号エは、1歳以降の育児休業についての取得回数を1回までとするよう規定しているものです。

第2条の4は、育児休業法によりさらに2歳まで延長できる場合を規定しているものです。

第1号は、非常勤職員が子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする場合を規定しているものです。

第4号は、1歳6か月以降の育児休業についての取得回数を1回までとするよう規定しているものです。

第3条は、育児休業法により再度の育児休業取得に係ることを規定しているものです。

第7号は、任期を定めて採用された職員についても非常勤職員と同様な取扱いとすることを規定しているものです。

1枚おめくりください。

第3条の2は、旧第2条の5を規定しているものでございます。

それでは、3枚お戻りいただき改正文を御覧ください。

附則。この条例は令和4年10月1日から施行する。

説明は以上でございます。

副 議 長 説明が終わりましたので、議案第49号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

富田陽子議員。

12 番 富 田 今回、この非常勤職員の関係が多かったかと思うんですけども、これに該当する市内の常勤職員の方というのは今該当される方はどれぐらいいらっしゃるんでしょうか。

副 議 長 企画総務課長。

企画総務課長 非常勤職員、会計年度任用職員なんですが、100名をちょっと超える職員の方が今役場のほうの事務のほう、事務だけではないんですがやっていただいております。じゃあ、そのうちの20代、30代の女性がどのくらいいるかというのはちょっと私のほうで確認はできていないんですが、新たにここに該当するかどうか分からないんですが、この条件に該当するかどうか分からないんですが、既にもう一人の方は1年ほど前、育児休業のほうを取得された方がおられます。

副 議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 非常勤職員のことは理解しました。非常勤職員だけでなく、これに関連して山北町職員の現在の育休を取得されている現状ですとか、回数とか平均的な日数とか、もし分かれば教えていただきたいです。

副 議 長 企画総務課長。

企画総務課長 育児休業、女性職員であれば、ほぼ今全ての方が取っていただいています。大体平均して、皆さん1年ぐらいですね。状況によっては1年半とかという方もいられるんですが、大体1年。ちょっと短い方で数か月とあるんですが、大体皆さん1年ぐらい取っておられます。現在お休みされて育児休業を取得されている人は3名おられます。

副 議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 今の御回答の中で女性の方は取られているという話をされていたんですけど、このようなこの国家レベルで、この育休の法律の改正をしようというのは男性の育休、育児休業を取得しやすいように、その育児参加を促すような目的でこういう改正されていると思うんですけど、その男性の取得率というのはどういう感じなのでしょう。

副 議 長 企画総務課長。

企画総務課長 男性職員の取得率というのは、ちょっとそういう数字は持っていないんですが、ここ数年で3名の方が男性職員が育休のほうは取っていただきました。1年とかじゃないんですが、1か月、2か月なんですが、ここ数年で3名の男性職員が取得されています。

あと、山北町職員の子育て制度、これ議員が今言われるとおり、国も、男性も育休をどんどん取るようにしようということで自治体にも指導がきて

います。これ町のほうで8月に作ったものです。これについては、出産前後、男性職員が取る場合にはどうすればいいとか、いろいろまとめました。これをちゃんとデジタル化して庁内の職員、会計年度任用職員の方も常に電子データで1人1台パソコンで見られるように8月に掲示のほうをして男性職員の育児休業、女性職員もそうなんですが、育休をしっかりとれるように町として推進しております。

副 議 長 ほかにいなければ。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

それでは、いらっしゃらないようですので、富田陽子議員、どうぞ。

12 番 富 田 男性の方が3名ほど取得されているということで大変いいなと思うんですけど、なかなかこの育休を取れるよという法改正されても、取れるその職場の環境だったりそういうのがなかなか取りづらい雰囲気で長く取れないとか、取りづらいという現状があると思うので、そこを何か取りやすいような環境に整備していただく、今後していただけたらと思います。

副 議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 ありがとうございます。私のほうからも、男性職員に育休を取ろう取ろうということは常に話しかけております。ちょっとそれにつながると思うんですが、例えば、山北町職員子育て支援行動計画実施状況調査というのがあります。これもう随分前からやっているんですが、これ人事担当課、今で言うと企画総務課から各課長に1年に1回アンケートをとってます。これについては、その職場で妊娠中及び出産後における支援、職員がいた場合。それとか、父親の休暇の取得の促進。あと、育児休業等しやすい環境の整備等と大項目であって、この下に幾つも設問があるんですが、これを各課長が自分の判断でできてるかどうか毎年答えてもらってます。それを各課だけでは比較できないので、一覧表にして17課あるんですが、一覧表にして、それを1年に1回、三役と全課長がいる中で検証して、ここの課、ここがちょっと弱かったねとかそういう話を1年に1回は協議のほうを行っております。

副 議 長 ほかに質疑のある方。

それでは質疑が終わりましたので、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副 議 長 御異議がないので、議案第49号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

副 議 長 挙手全員。よって議案第49号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第50号 山北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第50号 山北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年9月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町空家等対策協議会委員の報酬額を規定するため提案するのです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

副 議 長 環境課長。

環 境 課 長 それでは、議案第50号 山北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

初めに、今回の条例改正の主な概要でございますが、山北町空家等の適正管理に関する条例第5条で規定する、山北町空家等対策協議会委員の報酬額を規定するため条例を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明させていただきます。

4枚目の新旧対照表3ページ目を御覧ください。

別表2につきまして、新東名高速対策協議会委員の後に、空家等対策協議会の会長月額9,400円、委員月額8,600円の報酬額を加えるものです。

それでは、議案の2枚目にお戻りください。

附則。この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

副 議 長 説明が終わりましたので、議案第50号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

清水明議員。

8 番 清 水 8 番、清水です。

こういったリノベーションをされることはとってもいいことだと思うんですが、一つ、会長が月額9,400円、委員が8,600円というふうになっておりますが、この根拠というか、なぜ委員さんが8,600円かというところはどこから出てきたのかということを御説明をお願いします。

副 議 長 環境課長。

環 境 課 長 まず、こちらの対策協議会の取り扱う案件でございますけれども、私有財産、こちらに関する内容となります、案件となります。

専門家であります弁護士や大学の教授等の、要は学識者等を想定してございます。そのため、今、町でこの情報公開審査会また個人情報保護審査会、こちらのほうで定めている金額と同等ということで報酬額を設定させていただいているところでございます。

また、2つ目の御質問の会長と委員の差でございますけれども、会長につきましては、会議の招集から議事進行等の役割を担っていただくということでございますので、その部分を加えて設定しているところでございます。

副 議 長 ほかに。ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

質疑ございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副 議 長 御異議がないので、議案第50号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

副 議 長 挙手全員。よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

日程第3、報告第6号 専決処分の承認について（令和4年度山北町一般会計補正予算（第4号））を議案といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 報告第6号 専決処分の承認について。令和4年度山北町一般会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年9月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、8月3日の大雨により被災した新潟県村上市に対して、災害時における相互応援に関する協定に基づく応援を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページお開きください。

専決処分書。

令和4年度山北町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年8月5日。山北町長、湯川裕司。

2枚お開きください。

令和4年度山北町一般会計補正予算（第4号）。

令和4年度山北町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正。

第1条、歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

副 議 長 地域防災課長。

地域防災課長 それでは、補正予算の説明に入ります前に、今回専決処分に至りました村上市への支援概要、流れについて簡単に説明をさせていただきます。

机上にお配りいたしました令和4年度山北町一般会計補正予算（第4号）補足説明資料を御覧いただきたいと思います。

新潟県村上市との災害時における相互応援に関する協定締結に伴う大雨被害に対する応援（支援）の概要等について。

1といたしまして、村上市の被害等の状況でございます。これはあくまで抜粋でございます。

8月3日から4日にかけて、日本海からのびる前線が新潟県付近に停滞し、高気圧の縁を回る暖かく湿った空気が流れ込んだことにより、前線が活発化し記録的な大雨となりました。

8月3日3時から8月5日5時までの総雨量は、関川村下関、これは村上市の小岩内地区の近傍でございます。ここが569ミリ、村上市高根、これは旧山北地区でございます。414ミリを記録した。この関川村下関、小岩内地区の場所なんです、村上市外から山北地区は北側ですね。この小岩内地区は逆に南側、新潟市よりの地域でございます。そこのちょっと山沿い東側、山沿いの地域でございます。

(2) 避難情報等については、避難指示以上の情報を載せて、抜粋を載せてございます。様々な避難情報が出されておりました。

被害状況です。これも8月末現在の状況でございます。人的被害については、重症者1名、建物被害が全壊1棟、一部損壊4棟、床上浸水575棟、床下浸水797棟。断水につきましては、一時的に約7,200世帯の断水が生じたということでございます。

2番、応援（支援）の概要・経過でございます。これもあくまで抜粋でございます。

8月3日12時までにテレビ、ニュース等により被害の状況を手いいたしました。そこで様々な情報の収集を開始いたしました。

8月4日、5日にわたって臨時防災対策会議を2度ほど開催をいたしまして応援の有無を決定をいたしております。

8月5日、ちょうどタイムリーに村上市から断水に伴う給水の協力依頼がございました。即時その当日、第1次派遣隊ということで、給水車と職員2名を派遣をさせていただきました。

給水支援については8月6日から7日にかけて、様々な給水支援車があったのですが、山北町においては特養施設の貯水槽に給水支援をさせていただいております。1日十数回の往復で受水槽のほうへ給水をさせていただきました。

8月7日には第2次支援隊ということで、輸送・運搬車1台、オペレーター2人ということで、これにつきましては何らこういったことを支援をして

ほしいというわけではございませんでしたが、次の支援に備えて出発をさせていただきました。

8月7日、様々な調整を行いまして、8月8日月曜日、災害廃棄物の試合ということで、グリーンパークあらかわというところで災害廃棄物の受入・分別・誘導の支援に従事をさせていただきました。

8月9日には、一応めどがつきましたのでこれで結構ですということで応援（支援）は完了し、村上市を後にしております。

現地の写真ですが、ちょっと見にくいかもしれませんがこのような状況。テレビでも御覧になったかと思うんですけど、このような状況でありました。

まだ、資料にはございませんが現在の状況でございます。ちょっと村上市のほうに8月末に聞き取りをさせていただきました。依然として避難者が55名ほどいらっしゃるようでございます。ただ、その55名が全員避難所にいるというわけではなく、やはり多少半壊したおうちでも、やっぱりおうちのほうがいいということでおうちで過ごされている方もいらっしゃるということで、避難所には55名を超える方はおられないといった状況であります。

その後、土日には片づけ、各家庭いろいろ片づけがあります。土日には土のう袋が数千枚飛んでいくというような話を聞きました。そこで、すぐに土のう袋も郵送をさせていただいているような状況でございます。

また、今回の村上市の被害の事例でございます。全国でも好事例ということで取り上げられております。内閣府から様々な全国に好事例ということで情報が寄せられております。

その内容といたしましては、この村上市小岩内地区では、地区役員が3日の21時夜9時頃、住宅を1軒ずつ周りに避難を呼びかけをいたしました。一度は地区の公会堂に避難をいたしましたが、昭和42年、山北では47年ですけど、羽越水害というような水害があったようでございます。そのときの教訓があって、高齢者の方にあって、この避難所は危ないぞということで、もうちょっと高台のおうちとかそこら辺にばらばらでもなってもいいから逃げようということで死者がゼロ、逃げた結果その公会堂がざっと土砂が寄せたというような状況があったということで、これが好事例ということで全国に情報が寄せられております。

前置きが長くなりましたが、補正予算のほうの詳細の説明をさせていただきます。

それでは、報告第6号 令和4年度山北町一般会計補正予算（第4号）について御説明させていただきます。

ただいま説明したとおり、新潟県村上市が豪雨により被災したため、災害相互応援協定に基づき災害応援に要する経費を専決処分したものでございます。

報告議案資料、補正予算資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳出予算補正でございます。歳出につきましては、2款総務費から13款予備費までの補正でございます。

続きまして、事項別に御説明申し上げます。4ページ、5ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費、30万7,000円の補正は、8月6日から9日の応援職員の時間外勤務手当でございます。

8款1項5目防災対策費は72万7,000円の増額補正で、旅費については宿泊費など。消耗品は吸水袋、吸水の際に使用した吸水袋など。燃料費は公用車2台分のガソリン代。通信運搬費は物資の輸送料。有料道路通行料は公用車2台分の高速代でございます。

13款予備費につきましては、その増額分103万4,000円を減額するものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

給与費明細でございます。応援職員の時間外手当の増額によるものでございます。

説明は以上でございます。

副 議 長 説明が終わりましたので、報告第6号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

藤原浩議員。

2 番 藤 原 直接、この補正予算の内容にはちょっと係らないことかと思うんですけども、この給水車に関して、オペレーターの方は職員ということでしたが、これは特に、何ていうんだろうな。

副 議 長 立っていただければ。

2 番 藤 原 すみません。失礼しました。続けます、失礼しました。このオペレーターなんですけども、これ職員2名ということだったんですが、特にこれ技能を有している方ではなくて一般の方でも操作運転が可能なものでしょうか。

副 議 長 地域防災課長。

地 域 防 災 課 長 写真にありますとおり、このような2トン車の大きさにユニックとかそういったものも一切ありませんので十分職員で対応できるものとなっており、過去にもこれは使った経験がございます。

副 議 長 藤原浩議員。いいですか。ほかに質疑のある方。
清水明議員。

8 番 清 水 質疑じゃなくて、意見を言わせてもらってよろしいでしょうか。

副 議 長 どのような意見でしょうか。

8 番 清 水 専決処分ということは、議会側からすればできるだけなくしてもらいたいという思いがありますが、今回のこの措置については、非常に仁義を得たものであったということで。今後、やはり山北が、あつては困りますが災害を受けたときに、やはり応援をしてもらえる、やっぱりそういう思いが伝わったのではないかなということで、派遣された職員も併せてですが、町当局に私は感謝をしたいと思っております。よくやってくれたなど。

以上です。

副 議 長 町の動きに賛同していただいているということで御意見承りました。

ほかに質疑のある方。

ないようですので、ここで質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副 議 長 御異議がないので、報告第6号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

副 議 長 挙手全員ということで、報告第6号は原案どおり承認されました。

日程第4、議案第51号 令和4年度山北町一般会計補正予算(第5号)について議案といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第51号 令和4年度山北町一般会計補正予算（第5号）。

令和4年度山北町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億8,864万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ63億235万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年9月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なものは、普通交付税の確定による地方交付税4億9,140万3,000円の増額であり、歳出の主なものは、自治会要望に対応するため経費の増額で、歳入歳出総額をそれぞれ6億8,864万5,000円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

副 議 長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第51号 令和4年度山北町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入につきましては、11款地方特例交付金から23款町債まで合計で6億8,864万5,000円の増額で、補正後の予算額は63億235万7,000円になるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで歳入と同額を補正するものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

次に、第2表、地方債補正でございます。臨時財政対策債は、確定により

借入限度額を1億4,800万円から6,922万2,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入でございます。11款1項1目地方特例交付金は116万2,000円の増額です。確定により住宅減税特例交付金を増額補正するものでございます。

12款1項1目地方交付税は、普通交付税の確定により4億9,140万3,000円の増額でございます。これにつきましては、企業業績の回復傾向による税収の増により、基準財政収入額は増加しましたが、社会福祉費の単位費用の増による基準財政需要額の増及び臨時財政対策債発行可能額への振替率が下がったため、普通交付税が増額になったものでございます。

16款1項1目民生費国庫負担金は、162万2,000円の増額です。

2節児童福祉費負担金150万9,000円の増額は、町外委託者数の変更によるもので負担率は2分の1でございます。

3節保険基盤安定負担金11万3,000円は介護保険分で、過年度の精算金でございます。

2項2目衛生費国庫補助金は85万8,000円の増額です。新型コロナウイルス接種体制確保事業で、小児接種支援事業費負担金で、5歳から11歳の児童260人に1人の加算額1,650円を見込んでおります。補助率は10分の10でございます。

4目教育費国庫補助金は42万7,000円の増額です。公立学校情報機器整備事業で職員室にアクセスポイントを設置するものでございます。補助率は限度額がありますが、2分の1でございます。

7目総務費国庫補助金は668万8,000円の増額で、戸籍法改正に対応するもので10分の10の補助でございます。

8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は124万8,000円の増額で、原油価格、物価高騰分は限度額となります。

17款1項1目民生費県負担金は57万4,000円の増額で、町外児童委託の人数の変更によるもので県負担分でございます。負担率は4分の1でございます。

2項1目総務費県補助金は30万3,000円の増額で、県の未病普及啓発広報活動負担事業補助金で、スポーツ秋祭りに充当するものでございます。補助

率は3分の1でございます。

2目民生費県補助金は107万1,000円の増額です。

9節保育対策総合支援事業費補助金で、保育環境改善等事業はコロナ対策で補助率は2分の1でございます。保育所等業務効率化推進事業は、保育園のネットワーク環境整備補助金で限度額100万円で補助率は2分の1でございます。

4目農林水産業費県補助金は13万5,000円の増額で、1節農業費補助金として、農業集落集約化等対策推進交付金は農業委員会にタブレット3台を購入する補助金。農地利用最適化交付金は、タブレットの回線使用料などの補助金でございます。補助率はともに10分の10でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

20款3項1目介護保険事業特別会計繰入金、954万9,000円は、令和3年度分精算に伴い繰入れをするものでございます。

21款繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い、2億5,238万3,000円の増額補正をするものでございます。

23款1項7目臨時財政対策債は、確定により7,877万8,000円減額するものでございます。

14、15ページをお開きください。

3、歳出でございます。2款1項5目財産管理費は4億7,611万3,000円の増額です。庁舎等管理事業の需用費は、燃料価格高騰により重油代と電気料を増額するものでございます。植栽管理委託料は、駐車場のJR側の植栽の伐採をするものでございます。電話交換機借上料は、現在の電話交換機が再々リースしているもので最近不具合が多く発生しているため、令和5年度に予定していたものを前倒しで更新するものでございます。庁舎維持管理工事は、庁舎非常用照明交換や照明をLEDに交換するものでございます。財産管理事業の町有財産整備工事は、自治会要望に対応するものでございます。基金管理事業の財政調整基金積立金は、令和5年度当初予算の補填財源として積み立てるもので、公共施設整備基金は今後の公共施設の整備として積み立てるものでございます。ふるさと創生基金は、今後の河村城址の整備のために積み立てるものでございます。

12目電算管理費107万6,000円は、コロナ臨時交付金を活用し、ウェブ会議用ディスプレイなどを購入するものでございます。

2項1目税務総務費は737万8,000円の増額は、固定資産評価事業で共同で発注する航空写真撮影負担金でございます。

2目賦課徴収費は、500万円の増額で修正申告により還付が増えたものでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、668万8,000円の増額で委託料は法改正に対応するものでございます。

16、17ページをお開きください。

備品購入費は、法改正に対応するための生体認証機やスキャナーなどを購入するものでございます。

3款1項7目介護保険事業特別会計繰出金は、18万円の増額で令和3年度精算により繰り出すものでございます。

2項1目児童福祉総務費は、41万8,000円の増額で住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金など国庫返還金でございます。

3目保育園費は、397万2,000円の増額です。保育園運営事業の消耗品費はコロナ対策物品の購入。ネットワーク環境整備工事は保育園にアクセスポイントなど環境整備工事。備品購入費はタブレット8台の購入費でございます。保育園維持管理事業の光熱水費は、電気料の高騰に対応するもので、保育所児童入所事業は人数の増加による委託料の増額と前年度精算による国庫県費の返納金でございます。

5目認定こども園費は、326万3,000円の増額です。

18、19ページをお開きください。

認定こども園運営事業の消耗品費は、コロナ対策物品の購入。ネットワーク環境整備工事は、こども園にアクセスポイントなどの環境整備工事。備品購入費はタブレット8台の購入費でございます。認定こども園維持管理事業の燃料費と光熱費は、燃料価格高騰や電気料の高騰に対応するものでございます。修繕費は、門扉などの修繕で認定こども園維持管理工事はやまっこ園舎のエアコンを交換するものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費は、1,137万6,000円の増加です。母子保健事

業の特定不妊治療費の支援助成金は2件の申請があるため増額するものでございます。国庫返納金、県支出金返納金は精算による未熟児養育医療費を返還するものでございます。一般経費の消耗品費は、抗原検査キット2,300回分とパルスオキシメーター10個を購入するものでございます。健康福祉センター管理事業の燃料費と光熱水費は、燃料価格高騰による重油代と電気代に対応するもので、修繕費は太陽光熱交換機などの修繕するものでございます。

2目予備費は、1,341万2,000円の増額で、予防接種事業は風疹の追加接種補助金の返還金で、健康診査相談事業はがん検診補助金の返還金でございます。

20ページ、21ページをお開きください。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の小児接種支援事業補助金は1人1,650円、260人分を見込んでおります。国庫支出金返納金は、前年度の精算による返還金でございます。

3目環境衛生費は17万6,000円の増額です。地区水道助成事業の小規模水道施設整備事業補助金は、高松山専用水道組合に助成するもので、補助率は2分の1でございます。放置空家対策事業は、法定協議会の1回開催する経費を見込んでおります。

2項2目じん芥処理費は121万円で、ごみ袋の納期に時間がかかるため早期に発注しておくものでございます。

5款1項1目農業委員会費は、15万4,000円の増額で農業委員会運営事業はタブレット3台を購入する経費と回線使用料でございます。

3目農業振興費は121万2,000円の増額です。山北町農業活性化推進事業の工事請負費は、とれたてやまちゃんの玄関への看板の設置でございます。農業支援助成金は、剪定枝処分助成金を増額するもので、山北町農産物直販加工運営負担金は、組合長の改選に伴う食品衛生責任者講習に必要な費用を負担するものでございます。

22、23ページをお開きください。

鳥獣害対策事業の防護柵設置工事は、嵐地区から要望により追加設置をするものでございます。産業交流事業の産業交流助成金については、この後、農林課長から説明いたします。

5目農地費は、629万2,000円の増額で農業用水道維持管理工事で自治会や組合からの要望に対応するものでございます。

2項2目林業振興費は178万5,000円の増額です。林業促進事業については、森林環境譲与税を活用するもので、工事請負費の小規模土砂流出防止工事は要望箇所の増加に対応するため増額するもので、木育遊具等購入費は、こども園、保育園、幼稚園、ふるさと交流センターに木製のテーブルやベンチ、積み木などを購入するものでございます。

6款1項2目商工業振興費は210万円の増額で、町商工会にコロナ感染者の食料等支援サービスを300セット追加するものでございます。

3目観光費は1,105万4,000円の増額です。観光振興事業の洒水の滝周辺整備工事は、公衆便所の撤去と設置工事及び駐車場の舗装工事でございます。洒水の滝遊歩道購入費は、当初の利率が0.1%から0.2%になったため、利息分を増額するものでございます。丹沢湖花火大会助成金は、花火大会の延期に伴いポスター、チラシ等の印刷が必要となるため増額するもので、町観光協会助成金は令和3年度分のぶなの湯の剰余金を精算するものでございます。

24、25ページをお開きください。

1目土木総務費は16万5,000円の増額で、道路照明改修工事は町道1号線で2か所追加になったものでございます。

2項1目道路維持費は2,761万2,000円の増額です。町道維持補修事業の修繕費や町内一円道路維持管理工事は、自治会要望などに対応するものでございます。橋梁等修繕工事はNEXCOとの調整により、新都夫良野橋修繕工事に変更が生じたものでございます。狭あい道路拡幅整備事業は町道梶山線で1件申請があるため補正するものでございます。

2目道路新設改良費は100万7,000円の増額です。道路用地取得費と道路工事に伴う支障物物件補償費は、深沢線の用地買収などによるものでございます。

3項1目河川維持費435万3,000円の増額は、河川維持管理事業の町内一円河川維持管理工事と用水路管理事業の修繕費。町内一円用水維持管理工事は自治会要望などに対応するものでございます。

5項2目都市公園費は、243万2,000円の増額です。光熱水費は電気代高騰

によるもので、修繕費は平山のびのび公園等の修繕等でございます。

26、27ページをお開きください。

都市公園整備工事は河村城址公園のトイレポンプ改修工事と平山のびのび公園駐車場整備工事でございます。

9款1項2目事務局費は141万7,000円の増額です。教育振興事業の通信ネットワーク整備工事は職員室にアクセスポイント設置するものでございます。給食事業の学校給食費補助金は、原材料費の高騰により、さらに1人100円増額するものでございます。

2項1目学校管理費は525万8,000円の増額です。学校施設維持管理運営事業の光熱水費は電気代の高騰に対応するもので、門扉改修工事は正面伸縮門扉を交換するものでございます。

3項1目学校管理費は412万8,000円の増額で、学校施設維持管理運営事業の光熱水費は電気代の高騰に対応するもので、滝庭水道組合負担金は地区の水道を使用しているため改修について負担をするものでございます。

4項1目幼稚園費は、3万7,000円の増額で光熱水費は電気代の高騰に対応するものでございます。

5項4目生涯学習センター費は943万円の増額です。

28、29ページをお開きください。

生涯学習センター維持管理事業の光熱水費は、電気代の高騰に対応するものでございます。修繕費は、多目的ホール時計などを修繕するものでございます。

6項2目体育施設費は478万5,000円の増額でございます。体育施設整備事業の旧山北体育館代替体育施設基本設計業務委託料は、基本設計を委託するもので詳細については、この後、生涯学習課長から説明いたします。

10款1項1目農林水産施設災害復旧費は、7月の大雨の対応や今後の災害対応のため500万円増額するものでございます。

2項1目公共土木施設災害復旧費についても今後の災害に備え、1,000万円を増額するものでございます。

13款予備費は6,014万2,000円を増額するものでございます。

30ページをお開きください。

給与費明細書です。報酬の増によるものでございますので、後ほどお目通しください。

説明は以上でございます。

副 議 長 農林課長。

農 林 課 長 それでは、資料のほう、23ページにお戻りください。

こちらは農業振興費の産業交流事業の負担金補助及び交付金につきましては、産業交流助成金として山北町産業まつり実行委員会への助成金でございます。

補正金額56万3,000円の内訳は、イベントを開催する上で県保健所の指示事項として、コロナ感染防止として講ずべき対策に新たにかかる経費及び令和4年6月1日施行の食品衛生法の改正に伴う出店店舗等の営業許可取得に係る会場設営費等の経費でございます。このように、第1回産業まつり実行委員会が開催されました7月下旬の段階では、町として、3年ぶりに開催となる山北町産業まつりの実施を予定し、ただいま申し上げました内容で8月8日、財務査定の補正予算として農林課より計上させていただきました。

しかし、第7波のコロナ感染のピークを目の当たりにいたしました8月30日に開催されました第2回産業まつり実行委員会におきまして、参加する関係団体の意見照会の結果としてコロナ対策を講じ、規模を縮小しなければならぬ開催であれば今年度は見送るほうがよいのではないかと。また、飲食の提供による感染拡大の懸念は拭えない。また、産業交流の相手先である村上市が豪雨災害を受けたばかりの状況を考慮したほうがよいのではないかなどが挙げられて、実行委員会の総意として、今年度の開催は中止となりました。こちらにつきましては瀬戸伸二議員が委員として出席していただいている内容でございますので、内容については御確認できると思います。

よって、今回御審議していただく産業まつりに係る部分の予算、産業交流事業助成金56万3,000円につきましては、誠に申し訳ございませんが、執行する必要がなくなりましたことをここで申し訳ございませんということで説明のほうにさせていただきます。

副 議 長 生涯学習課長。

生 涯 学 習 課 長 それでは、一般会計補正予算書、28、29ページ。9款6項2目体育施設費

委託料、旧山北体育館代替体育施設基本設計業務委託料について、机上にお配りしております補足説明資料「旧山北体育館代替施設建設の経過及び基本設計の実施について」に沿って御説明をさせていただきます。資料を御覧ください。

資料の表面は、これまでの経過、基本設計の必要性及び基本設計の実施についての説明。裏面につきましては、全協で御説明をさせていただきました4回の検討委員会に基づき作成しました平面図となっております。現在、臨時駐車場として活用しております旧山北体育館跡地の代替施設につきましては、武道場などの体育施設だけでなく、地域コミュニティーや災害時の拠点という機能を持つ施設ということで、地域住民の皆様から早期の建設、完成を期待されているところでございます。

そうした中、本年4月に森林林業の所管課であります農林課より、地方自治体が公共施設を建築する場合の木材利用促進と法律上の責務についての説明を受け、改めて、当該施設の木造化について検討することとなりました。

その後、農林課を通じて、当該施設の木造化・木質化の専門機関であります神奈川県森林協会に相談し、協議を行いました。その中で県産木材を使用することによって、国庫補助事業、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の対象となることが分かりました。

そして、5月から6月にかけて、国庫補助事業の交付を受け、木造で建設することを検討する目的で、県森林協会が窓口となり実施しておりますかながわ木造・木育アドバイザー事業を活用し、木造建築や木材の確保・調達についての専門化アドバイザーの派遣を求め、アドバイスをいただいております。

その中で、木造建築物を建設するかつ、交付金の交付条件を満たすためには、設計業務内容の特殊性が高く、専門的になることから基本設計が必要である、また一般的な建築資材だけでなく、県産材及び町産材を多く使用することから伐採や製材を含めた木材調達についての検討し、必要木材を確保することができるめどを立てた上で実施設計を行うことが必要であることから、しっかりと基本設計を行うことが必要であるとのアドバイザーからの助言がございました。

これを踏まえて、町では基本設計の実施に記載ございます、1、今後国庫補助事業「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」を活用する。

2、交付金対象事業とするために、県産木材を50%以上使用した木造施設とする。木材を利用することにより、脱炭素社会の実現に寄与します。

3、補助率50%となるよう、角材を活用した壁柱や重ねはりを活用した設計を行う。

4、木造施設の構造や工法の検討、建築コストの比較など基本計画を具体化するため、基本設計を行う。

これら四つの方針を決定した中で、基本設計を実施することとし、補正予算に基本設計業務委託料を計上させていただきました。

今後は、令和5年度以降、実施設計業務委託、建設工事を行ってまいりたいと考えております。

なお、今回の設計業務委託料478万5,000円につきましては、国土交通省官庁施設の設計業務等積算要領に基づき、積算した金額でございます。

説明は以上でございます。

副 議 長 説明が終わりましたので、議案第51号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

清水明議員。

8 番 清 水 8番の清水でございます。

体育施設について質問をいたします。

1点目は、以前申し上げましたが、できるだけ早く造ってほしい。駐車場にしておくと、口の悪い人は、このまま駐車場でおしまいになっちゃうんじゃないかというふうなことを言う人もちょっといました。ということで、できるだけ早く建ててもらいたいんですが、さて、その中で、私もその中にいましたが、建設検討委員会を開いて、広く地域住民の声を集めるということで意見聴取をしました。自治会等も行いました。

ところが、これで基本設計が行われる中で、実は私たちが思っていたのは、実際に使う人間の使い勝手をぜひとも生かしてもらいたいということで、検討委員会に参加をしたんですが、細かいことについては時間的な関係もあって。それから、これから基本設計ということですから、触れることはできま

せんでした。今後、使う地域住民の声を反映することが計画されているのか、まず1点、そこをお聞きしたい。

副 議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 地域の皆様の御意見をということで御質問いただきましたが、基本設計後、令和5年度の実施設計に反映できるように、パブリックコメント等を行ってまいりたいと思っております。

将来50年、60年と町民に親しまれるような施設、建物にしたいという、そういう思いはございますので、設計する上で、町民の皆様の御意見も伺ってまいりたいと考えております。

副 議 長 ほかに質疑の方はございませんでしょうか。

堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11番、堀口であります。

内容ですけれども、かなり……。デジタル化のところでは幾つか。

副 議 長 何ページですか。

11 番 堀 口 すみません。15ページ、電算化においては、ウェブディスプレイ。ちょっと課がまたがるんですが、電算管理費のところではウェブディスプレイですね。それから、17ページ、備品購入のところでは、スキャナー生体認証関係のシステム、17ページの下で保育園費では、タブレット8台ネットワーク環境整備ということで。

それから飛びまして、19ページ、こども園のほうでもタブレット8台、またアクセスポイント等。それから21ページにおきましては、農業委員会においてタブレット3台、回線使用料というような形で、デジタル化を推進するような項目がちらちら見受けられるわけですけれども、この辺はそれぞれの課で対応しているのか、ある程度そういった物品に関連して情報共有というかをされているのか、その辺の状況を教えていただきたいんですけども。

副 議 長 企画総務課長。

企画総務課長 今回のデジタル化の部分、一般質問ではあったんですが、まず企画総務課のほうで大本はあるんですよということだったんですが、今回の補正予算に計上させていただいてある今言われたところについては、それぞれの課で対応のほうをしております。

副 議 長 堀口恵一議員。

11 番 堀 口 横のつながりで、その辺のアドバイスとか何か相互での相談みたいというのは全くされないんでしょうか。ほかの課との間で、こっちの課ではこうやったとか、例えば生涯学習センターではもう既に回線設置されて、動いているわけですがけれども、そういったところに様子を聞くとか、そういう横の連携というところはあまりされてないという認識でよろしいんでしょうか。

副 議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 例えば15ページの備品購入費、これは大型のディスプレイを購入するんですが、企画総務課のほうでこういうものを買ったということで、職員全員には周知しまして、今、県ともかなり横浜に行くのではなくて、テレビ会議でやる。しかも一つの会議に職員が5人、6人と出ることがありますので、やはり大型のものが要だということで、今までなかったんですが、ここで買わせていただければ、より研修も充実したものになる。

ただ、こういうものを買って、企画総務課で管理してるというのは、全職員に必ず周知のほうはしております。

副 議 長 堀口恵一議員、同じ質問内容ですか。

11 番 堀 口 総務のほうはお話分かりましたけれども、保育園のほうとか、こども園、そちらのほうでも整備していくという形がありますけど、そちらのほうはどのような形で、保育園独自でやってるという解釈でよろしいんでしょうか。

副 議 長 こども教育課長。

こ ども 教 育 課 長 今回のネットワークの整備につきましては、昨年度、国のほうのコロナ関係の補助金が出まして、幼稚園のほうで整備させていただきました。

保育園・こども園のほうが昨年度補助が出なかったということで、ちょっと待っていた状況で。今回、国のほうの1園100万円限度ということで出ましたので、幼稚園と同じように、それぞれの保育室のほうでWi-Fi環境が整うようにということと、タブレットを利用して保育状況等の発信とかそういうことを使うために、今までの先例としまして、幼稚園で今使っておりますので、そういうのを参考にしながら、これからも運用していきたいと考えております。

副 議 長 副町長。

副 町 長 横の連携という面で御質問かと思いますが、そのために町長査定と
いうのがあるんです。

各課で、例えば車の例で言うと、片一方は大型バス、片一方は軽自動車と
いうことがないように、標準して保育園もこども園も幼稚園も同じようなも
のをやっていくように、町長査定という形で町長が確認して、そのためにや
っているということで御理解をいただきたく。それで補正予算になっている
ということでございます。

11 番 堀 口 分かりました。

副 議 長 ほかに質疑の方。

藤原浩議員。

2 番 藤 原 今、副町長から説明あったとおり、町全体では、そうやって今回の購入等
を決めてらっしゃると思うんですけども、例えばその中で、今、課長のほ
うから説明がありましたが、アクセスポイント、W i - F i ということなん
だと思うんですけども、今回W i - F i にして何か所かアクセスポイントを
設けたというのと、あとP Cではなくてタブレットを選ばれたというので、
どういう今後の成果、目的を決めて購入をされたのかをお伺いします。

これは全課です。だから、おのおのの課でちょっと教えて……。

説明が足りませんでした。

学校教育課だけで購入されたことではないと思うんで、今回。例えば農林
のほうですか、それも一部関わってると思うんで、共通した考えであれば、
それでも結構ですけど、おのおの課で別の成果等を期待されて購入されたん
であれば、別々にお答えいただければありがたいです。

副 議 長 こども教育課長。

こども教育課長 うちの課の担当といたしまして、今回、保育園・こども園、それと小・中
学校の職員室のほうにもアクセスポイントをつけさせていただいており
ます。

小中学校につきましては、既に1人1台パソコンということで、これはタ
ブレットを使いまして、タブレットの中にいろいろな自分たちのやったもの
を保存するのではなく、外のサーバーのほうに保存して、そこから引き出す
というような方法をとる方式で今やっております。

教員が、今までは教室のほうにはアクセスポイント等通じるところがあったんですけども、職員室のほうでは、電波のほうがちょっと弱いということで、今回入れさせていただいてございます。

教職員が授業の準備をするためには、今まで教室のほうでやってたりしたんですけども、職員室のほうでいろいろ調べたり何とかするのが便利といえますか、そのほうが充実した準備ができるということで、つけさせていただいてございます。

保育園・こども園は先ほど説明したように、幼稚園のほうで先行してやっております。幼稚園では、タブレットを使って写真だとか、動画等をやって、保護者のほうにある程度それは保護者限定ということで発信をして、保育の内容を日々のことを保護者のほうが理解して、そこで園と保護者との連携が取れるんでないかということで、その辺の成果を狙ってやってございます。

副 議 長

農林課長。

農 林 課 長

今回の農業委員会費で購入のタブレット3台というのは、これ、たまたま今回補正で上げさせていただいたんですけども、昨年度から、全国の農業委員会の上部組織である全国農業会議所というところが事業主体になりまして、全国各地の農業委員会で、農業委員会の業務の中で、例えば現地を確認したり、写真を撮ったり、そういうのも含めた形で、農業委員会のサポートシステムというのを全国で構築しておりまして、それについて山北町の農業委員会も3台を使って現地確認とか、各許認可の事務のサポートという形で、今回タブレットを導入したという経緯がございまして、私ども事務局員は基本的には使わないで、農業委員さんが自らで使うということで、山北町も、昨年、今年とタブレットの操作の研修なども農業委員会で開催しておりまして、実際に現地に行って写真を撮ってという形で、今後活用していくというような予定でございます。

副 議 長

藤原浩議員。

2 番 藤 原

今、農林課長がおっしゃったように、ほかの上部団体との関係性もあったんでしょうけれども、そういった可搬性をイメージしてお使いになっているということだったんで、もしかして学校のほうもそういうような意図があって、今回決められたのかなというふうに思ったんで、それをちょっと期待し

てたんですけれども、できればその辺も考慮して、今後活用していただくことを願います。

以上です。

副 議 長 回答はよろしいですか。

ほかに質疑の方。

瀬戸伸二議員。

7 番 瀬 戸 7 番、瀬戸伸二です。

29ページの農業水産施設災害復旧費、それと公共土木施設災害復旧費ということで、縦割り社会でどこがどうなっているのかちょっと分からないんですけど、現在、洒水の滝の遊歩道脇の水路が氾濫して、通行止めという形になっているんですけれども、これは県のほうが主体となって復旧するべきものなのか、それとも、当局、農林課のほうが積極的な復旧に努めるとか、その辺を教えていただきたいと思います。

副 議 長 農林課長。

農 林 課 長 洒水の滝の今遊歩道の上部から土砂が流出している件に関しましては、現在、神奈川県治山課のほうに問合せしまして、応急復旧を含めて対応していただいている状況でございます。

副 議 長 瀬戸伸二議員。

7 番 瀬 戸 遊歩道建設後、来町者は結構多くなっているんで、早急に対応を取っていただきたいと思います。

副 議 長 ほかに質疑のある方。

瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 関連のようなものなんですが、1 番、瀬戸でございます。

ページで言うと、23ページです。商工、観光費のところでは洒水の滝周辺整備工事のことなんですけれども、もう多分、お耳にはよく入っているのではないかと思います。舗装をしてくださるということで、今回説明を受けました。それで、なかなか今までの仮設的というか、車止めの置き方なんかですと、そんなに広いところでもないのに、もっと活用をうまくぴしっと端までしてやったら、もっと有効的に利用者が使いやすくなるのではないかと思いますので、舗装するということは、そういうこともされるんだと思いま

すので、それは期待しております。

あと看板については、よく分からないという、私3回ぐらい言っているんですけど、結構にぎわってまして、看板、無料駐車場なんだかよく分からないと。そういうようなものも、もちろん今度入るのかなと思いますが、そのことを伺います。

それと、もう一つ、屋根付きの障がい者用というんですか、屋根がついているんですけど、それが何であるかよく皆さんに分からないと思うので、あれは障がいをお持ちの方が来たときに使えるように、割と空けておかなきゃいけないのに、結構ほかも空いているのに、そこにも入っちゃったり、結構多いので、そこら辺の周知をきっとこれからされると思うんですが、その確認でございます。3点。

副 議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 こちらの洒水の滝周辺整備工事につきまして、まず駐車場の塗装の概要でございます。

まず、あちら、入り口の部分が傾斜がございまして、どうしても駐車場に入るとき、また出るときなんですが、アクセルを踏み込んでしまって、土砂がかなり出てしまうような、そういった事態が発生しました。

こちらを配慮しまして、駐車場の入り口部から若干平たん部になるところまでなんですが、カーポートがある部分なんですが、そこまでを舗装させていただく予定と考えております。

そして関連して、駐車場の看板という形なんですが、今簡易的なものではございますが、駐車場の河川側の部分に大きめの看板を設置しようとは考えておりまして、さらに、カーポートの入り口の部分には障がい者用という形のをアピールできるようなものをつけさせていただきたい、そのような考えを持っております。

以上です。

副 議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 確認なんですけど、全面舗装するんじゃないんですか。出入口のところと今おっしゃった。奥まで舗装するという形にはならないということなんですか、どうしてですか。予算の都合。

副 議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 こちらのほうについては、もともと水の処理のほうの関係で影響があります。

もともと水の処理を浸透させてやる。結局河川への流入をする場合には、河川協議などのような大変細かい対応なども必要になりまして、整備のほうに時間を労してしまう関係がありました。ですので、浸透性がある形で砂利を引かせていただいていた状態でございます。

ただ、どうしても砂利ですと、先ほど言ったとおり、車が入るときに踏み込んでしまって、むしろ道路側に砂利が出てしまうような実態が報告されておりました。今回の舗装は、あくまでもその対応をするためのものでございます。

副 議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 もう一回いいですか。

多分、地区要望で、今に出てくるかと思いますが、地域の方はすごくちゃんと隅まで舗装してほしいという要望を持っておられてますのでできるだけ、観光客だってそうだと思います。すばらしい施設になりましたので、夏なんかはすごくにぎわっておりましたので、またここで崩れちゃいましたけれども、ぜひそのような方向で要望というか、それを受け入れられるように、予算を使っていただきたいと思います。

副 議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 今回予算のほうの御承認をいただきました際には、まずこちらの入り口部のほうを改良させていただく。

その上で、状況を見ながら、勘案しながらという形になると思いますが、対応させていただければと考えております。

以上です。

副 議 長 ほかに質疑のある方。

富田陽子議員。

12 番 富 田 旧山北体育館施設の件なんですけど、これまでの御説明の中では、今回県産木材を50%以上使用した木材施設の基本設計に変更されたということは、大変うれしく思いますけど、これに変わった経緯ですとか、前回質疑させていただいたときは、ウッドショックの影響によって木材が高騰して、なかなか建

設に至らないというところがこれまでに説明いただいたところだったんですけども、今回の補助金をもらうことで、そういう部分がカバーされるかどうかということをお伺いします。

副 議 長

生涯学習課長。

生涯学習課長

先ほど御説明させていただきましたアドバイザーへの相談の中で、ウッドショックにつきましては、コロナ禍であるほか、ウクライナの情勢によるものが非常に大きくて、今後何年後になれば落ち着くといったことは見通せず、金額は上昇し続けるとのことでした。

今年3月に富田議員から、町及び県内産の木材を利用した建設を期待しますといった御意見もいただきましたので、国産材は高く、外国の材だったら安いといったような状況でなくなった今、令和3年度に一度立ち止まりはいたしました。このような中で、ずっとこのまま行わないということにはせず、町産木材の活用にはチャレンジしまして、国庫補助等活用できる助成はフルに活用して、前に進もうということで決定いたしました。

以上です。

副 議 長

富田陽子議員。

12 番 富 田

そのような経過、背景は理解いたしました。

そうすると、今後設計していくということは、まだ金額的なことは詳しく分からないかもしれないんですけど、高騰にそこまで影響されないような価格設定が期待できるということなんでしょうか。

副 議 長

生涯学習課長。

生涯学習課長

金額につきましては、概算の金額は、現時点ではちょっとお示しすることができません。基本設計の内容を見積もって、工事用により詳細に図面化する実施設計委託、この段階で建築工事費も見積もることができると考えております。

副 議 長

ほかに質疑のある方。

大野徹也議員。

9 番 大 野

9 番、大野徹也です。

今、富田議員の御質問に関連しまして、旧山北体育館の代替施設の建設の関係で、先ほど、生涯学習課長さんから御説明いただいた中に、基本設計の

必要性と基本設計の実施というところに木材をというふうなところで、今、木材の高騰云々というふうなお話がありましたが、その辺はカバーできるというふうなことで、県産材を使用されるというふうなことで、県産材及び町産材を多く使用することから、伐採や製材を含めた木材調達についても検討し、必要木材を確保することができるめどを立てた上で実施設計を行う必要があることから、基本設計を先行して行う。

基本設計の実施につきましては、国庫補助金で御苦労いただいているということだと思うんですが、交付金の対象事業とするために、県産材を50%以上使用した木造施設とするというふうな内容なんですが、必要性のところでは、県産材及び町産材というふうなことがうたわれているんですが、町産材なんですが、その辺の活用というのはどのような形になさるのでしょうか。

副 議 長

生涯学習課長。

生涯学習課長

県産木材のほか、町産木材についても活用していきたいと考えております。

具体的に施設のどの部分にというところは、今後、基本設計で決定していきたいと考えております。

副 議 長

大野徹也議員。

9 番 大 野

具体的にこれからということなんですが、50%以上の中に県産材も町産材も含まれるという意味合いだと思いますので、町有財産の中に山北町は森林90%以上ということですのでございますから、町産材を有効活用できるような形で進めていただければというふうに思います。

副 議 長

生涯学習課長。

生涯学習課長

実際、町産材の供給地といたしましては、農林課、それと財務課、町有林三保・共和・山北の財産区、それから松田町外三ヶ町組合のほか、木材を搬出している市有林も考えられるということでアドバイスをいただいております。今後、庁内連携をしながら検討してまいりたいと考えております。

副 議 長

ほかに。

藤原浩議員。

2 番 藤 原

2 番、藤原浩です。

今御説明いただいた山北体育館の代替施設建設の件でお伺いします。

これは基本設計ということで、今回、予算計上ということなんですけれど

も、この後実施設計に移ったら、大きな基本的なところの変更はできないんで、ここがかなり重要なことになると思うんですが、以前から議会のほうには説明されているんだと思うんですけども、ここで計上されたんで、改めて質問させていただきます。

平面図を頂いたやつを見ると、吹き抜けが3か所大きく取られているんですけども、この建物、吹き抜けをこういうふうに用いたということと、あと、基本的な扱い方に関してはどのように基本設計を依頼するのか、教えていただけますか。

副 議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 藤原議員の御質問の、どのような施設の構造でございますが、この平面図につきましては、検討委員会において作成されました基本計画の平面図でございます。そこで決まりましたコンセプトというのは変わりません。

そうした中、今後、床面積、法定防火仕様について決定していくようになってきますが、全体的な構造や使用する材の選定、どこにどういったものをとというようなところは、レイアウト等はまだ決まっておりません。

一応、基本計画に基づいて作成したイメージ図でございまして、きっちりそのとおりに構造がそういった形になるかというのは、まだ未定でございます。

副 議 長 藤原浩議員。

2 番 藤 原 ということであれば、今お示しいただいている平面図に関してはたたき台というか、取りあえずであって、これから検討の中で大きく変わる可能性が十分にあるんだという理解でよろしいでしょうか。

副 議 長 副町長。

副 町 長 基本的に、この図面というのは、先ほど具体的に名前を出して恐縮なんですけど、清水議員等も入っていただいた検討委員会で、地域の方も含めて、こういう形どうなんだとやってきたものなんです。町はそれを具体化するために、そして、先ほどからの御質問もあるとおり、できるだけ早くやるために、早く建てるために、言い方おかしいですが、そして補助金を多くもらうために、ここで基本設計をやって、来年に実施設計をやっていきたいという意思表示でございます。

副 議 長 清水明議員。

8 番 清 水 8 番の清水です。

藤原議員は、この間の経過をどのように御理解いただいているか分かりませんが、先ほどの質問、私もしようと思ったんですが、私たち検討委員会はいろいろ知恵を絞って、こういうふうなものをつくりたいということで進んできました。それで検討委員会は解散しましたけれども、おおよそこういうものをつくるということで理解をしています。

何か話を聞くと、これは単なる平面図であって、これから大幅に変えるよということであるならば、これはちょっと検討委員会の一員としても不満だし。ということで、これはたたき台だというふうな言い方をされると、としたらば、これはもともとに戻ってしまうのか、そうしたらば、検討委員会の存在そのものが一体何なのか。

今は建設に向かって様々、例えば木材の調達だとかそういったものがあるから、しばらく足踏みするけれども、できるだけ早く、先ほど副町長も言われましたが、造りたい。地域の住民も造ってもらいたい、そう思っているわけです。武道室とかいろいろありましたけれども、名目はどうでもいいから、みんなが集まれる場所を、そして子どもたちが運動ができる場所をつくってもらいたいということで、検討委員会、頑張ってここまでまとめました。

それが今、何かたたき台であって単なる紙だよと言われたらば、ちょっとこれは今後に残すんじゃないでしょうか。私はあくまでもこの継続で進めていく。ただ、建てるにはいろいろな制約が出てくるから、それはもう検討委員会でも出ていました。

でも、やはりこれを基準にやっていくんだということ、ぜひそれを確認していただきたいと思いますが、どうなのでしょう。

副 議 長 教育長。

教 育 長 体育館の代替施設の件ですけども、今回示させていただいたのが平面図なんです。これまで議員の方が全協でも説明させていただきましたけども、実行委員会の検討委員会の中で、設計と条件の設定ということで、コンセプトから施設の面積のこのぐらいが必要だとか、駐車場は何台ぐらいが必要になるだろうか、そういったところ細かな点まで検討して、そして一つの形とし

てこういう平面図が出来上がったということで、これはやはり尊重しなきゃいけないので。

ですから、そういった与条件の設定、これを基にして今後進めていくという考えでございます。ですから、あくまでもたたき台という形じゃなくて、これを一つのものとして、ただし、これから木材を50%以上使わなきゃいけない。いろんな条件が出てさらに加わってきます。ですから、多少の変更は当然あるべきだというふうに思っています。そういう中で御理解いただければというふうに思っています。

副 議 長 藤原浩議員。

2 番 藤 原 誤解があったようなことなのかもしれないんで、改めてお伺いしますけど、別に私がこの平面図の内容に関して、こういうところがおかしいとか言ってるわけではなくて、吹き抜けをかなり多く取られてるんで、何か当然考え、コンセプトがあって、こういうふうな基本設計のベースになるものをお示しいただいたんだと思ったんで、そういう意味でどういう考えでつくられたのか。

私は検討委員会にも参加してないし、その経緯は全然存じ上げませんので、ですんで、改めてお伺いしますというふうに聞いた次第です。ですので、この吹き抜け等の意味を含めてどういうふうに考えられたのかということをお伺いした次第です。

副 議 長 教育長。

教 育 長 吹き抜けの件です。床面積を幾つに絞るかということで、この設計の中で480から600というそのぐらいの大きさでなければ、なかなか金額もどんどん増えていってしまいますし、よりすばらしい施設をつくるためにはそれだけ経費もかかりますので、どの辺のところで妥協しようかという中で、床面積とかそういった件でも考えて、このような形にしたということでございます。

ただし、吹き抜けもありますけれども、それをどう活用するか、いわゆる2階に上がって、そういった活動の様子を見られるとか、そういった施設にもする必要があるんじゃないかといういろんな考えの中、一つのこういった平面図がそういったいろんな条件を満たした中で、できてきたという経緯でございます。

副 議 長 ほかに質疑のある方。

堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11番、堀口です。

同じところですけども、多目的室の平面図を見ますと、91畳と非常に広い空間になるわけで、片や今回基本設計の実施の中では、「角材を活用した壁柱」というふうな文言が出てますので、角材でつくった場合というのは、かなり部屋の中に柱を立てないにつくれないわけで、恐らく、そこは集成材みたいな板を張り出したようなそういったものが、松田の小学校なんかはそうですねですけども、集成材を前提にした構造にしないと、恐らく大空間はつくれないと思うんですけども、その辺、集成材という話は出てないでしょうか。

副 議 長 副町長。

副 町 長 すみません、先ほどから申し上げてるとおり、検討委員の皆様が一生懸命つくってもらったものを実現するように、町は精いっぱいのことをやるわけです。

その中で基本設計の中で、実はここは集成材ならいいんだけどここはどうなんだというときは、それは、また協議させていただきます。いろんなケースあると思います。ただせっかく検討していただいたものを生かさなきゃ失礼なんです。町はそのために全力を尽くすということで、今後、集成材云々細かいところについては、設計の中で明らかになってくるというふうに思います。

副 議 長 堀口恵一議員。

11 番 堀 口 一般的に建築で大空間をつくるというのは、結構構造体が非常に重要なんです、ちょっと気になったところなんですけれども、現在の資料によりますと、結構安易に考えてるのかなと思ったもんですから、集成材ならば3階、10階建てのビルとかいう時代ですから、いずれにせよ、要は集成材も検討の中に入ってきますということで、先ほどお話しいただいたんで、それでいろいろやっていく中で検討していくということでの理解ということで、先ほどの副町長さんの話で一応理解いたしましたということで。

副 議 長 ほかに質疑のある方。

富田陽子議員。

12 番 富 田 23ページの林業振興費の中で、木育遊具等購入費ということで、森林環境
譲与税を活用して、こども園ですとか園に遊具を設置していただけるという
ことで、大変感謝しております。

1点、ふるさと交流センターにも設置するということですが、既に、今2
階にも木製のテーブルやベンチというのがあると思うんですが、具体的には
木育の遊具とテーブルとベンチ、どのように設置されるのかお伺いします。

副 議 長 農林課長。

農 林 課 長 ふるさと交流センターに予定しているものは、木のプール、木の玉が400個、
よく子どもたちが入って遊ぶような形のものだと思います。それと、そこに
付随して、木製のスロープです。だから、何かそういうふうに遊べるような
形になるのかな、ボールというか玉を転がすとか、そういった一体的なおも
ちゃ系のものをふるさと交流センターには設置する予定でございます。

副 議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 そうすると同じようなものは園には設置はされないんでしょうか。

副 議 長 農林課長。

農 林 課 長 園のほうは、農林課の担当のほうから各園に希望というか、アンケートみ
たいな形で、どういったものが必要でしょうかというようなことをさせてい
ただきまして、例えば、こども園のやまっこ園舎にはテーブルとか冷蔵庫、
電子レンジのおもちゃとか、あと向原保育園は積み木とかベンチ・テーブル
とか、こども園のわかば園舎には木製の絵本入れ、本棚みたいなものと思
うんですけども。

このように、結構お願いする業者さんが非常にうまくて安く作っていた
だけということ、しかも、なるべく山北産の木材、間伐材を利用して作
っていただけたということ、我々、今回出させていただいているもので、
議員さんも見ていただければ、結構いいなというのは思うと思うんですけれ
ども、あと、バターナイフであるとか、スプーンなんか食器も作られていま
すので、今後評判がよければ、またどんどん導入していきたいと思っている
ような状況でございます。

副 議 長 ほかに質疑のある方。

それでは、質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたい

と思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

副 議 長 御異議がないので、議案第51号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

副 議 長 挙手全員。よって議案第51号は原案どおり可決されました。
ここで暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。(午前10時47分)

副 議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。(午前11時00分)

日程第5、議案52号 令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第52号 令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億3,003万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ231万6,000円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

副 議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第52号 令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。

2 ページ、3 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、5 款の繰越金について、231万6,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、2 款の保険給付費及び7 款の予備費について、歳入と同額の231万6,000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

歳入でございますが、5 款1 項2 目のその他繰越金につきましては、令和3 年度の決算額の確定によるもので、231万6,000円の増額でございます。

歳出でございますが、2 款1 項6 目の傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、国保被保険者が休業した場合の傷病手当金で10件、90日分を見込み、56万6,000円の増額でございます。

2 項3 目の一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、5 件分を見込み、23万3,000円の増額でございます。

7 款1 項1 目の予備費につきましては、歳入との調整につき、151万7,000円を増額するものです。

説明は以上でございます。

副 議 長 説明が終わりましたので、議案第52号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑ございませんか。

それでは、質疑がないようですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

副 議 長 御異議がないので、議案第52号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

副 議 長 挙手全員。よって議案第52号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第53号 令和4 年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1 号) について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第 53 号 令和 4 年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 4 年度山北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 239 万 4, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 622 万 7, 000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 5 日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ 239 万 4, 000 円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

副 議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第 53 号 令和 4 年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明申し上げます。

7 ページ、8 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、4 款繰越金及び 5 款諸収入について、239 万 4, 000 円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、2 款後期高齢者医療広域連合納付金から 4 款予備費まで、歳入と同額の 239 万 4, 000 円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

9 ページ、10 ページをお開きください。

歳入でございますが、4 款 1 項 1 目の繰越金につきましては、令和 3 年度分の決算額の確定によるもので、234 万 4, 000 円の増額でございます。

5 款 3 項 1 目の保険料還付金につきましては、過年度分の保険料還付分に

ついて、神奈川県後期高齢者医療広域連合の財源措置があるもので、5万円の増額でございます。

歳出でございますが、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和3年度分と過年度分を合わせた保険料納付額の確定に伴う精算で、176万5,000円の増額でございます。

3款1項1目の保険料還付金につきましては、過年度分保険料還付として5万円の増額でございます。

4款1項1目の予備費につきましては、歳入との調整につき、57万9,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

副 議 長 説明が終わりましたので、議案第53号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑はございませんでしょうか。

それでは、質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

副 議 長 御異議がないので、議案第53号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

副 議 長 挙手全員。よって議案第53号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第54号 令和4年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第54号 令和4年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。
令和4年度山北町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,263万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億2,191万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年9月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なものは前年度繰越金の確定であり、歳出の主なものは下水道整備工事の追加で、歳入歳出それぞれ2,263万円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

副 議 長

上下水道課長。

上下水道課長

それでは、議案第54号 令和4年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

12、13ページをお開きください。

第1表、歳入歳出補正予算でございます。

歳入につきましては、5款繰越金と7款町債を合わせまして補正額2,263万円の増額で、歳入合計4億2,191万6,000円でございます。

続きまして、歳出につきましては、2項2款事業費と4款予備費を合わせまして、歳入と同額でございます。

続きまして、第2表、地方債補正でございます。

新たに公共下水道工事を行うため、420万円の借入れを行うもので、公共下水道事業債の限度額を1,480万から420万円増額し、1,900万円にするものでございます。

続きまして、歳入歳出事項別で御説明いたします。

16、17ページをお開きください。

歳入でございます。5款繰越金は前年度の繰越金の確定により1,843万円の増額で、補正後の額は1,943万円でございます。

7款1項1目の下水道債は公共下水道工事のため、新たに420万円借入れをするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

2款1項1目の下水道施設費の14節工事請負費427万9,000円を増額するも

ので、これは下水道区域内で整備が可能になったから整備工事を行い、下水道への接続を図るものでございます。

予備費につきましては、1,835万1,000円増額するものです。

説明は以上でございます。

副 議 長 説明が終わりましたので、議案第54号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑のある方、いらっしゃいませんか。

堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11番、堀口です。

整備工事の具体的な場所は教えていただけませんか。

副 議 長 上下水道課長。

上 下 水 道 課 長 具体的に言いますと、山中のプールがあった前の道路になります。これ、町道認定はされてたんですけども、個人から土地を借りていた道路なので、整備工事ができなかったようなところがあります。ここで町有地になりましたので、整備ができるようになりましたので、工事をするものでございます。

副 議 長 ほかに質疑のある方。

質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

副 議 長 御異議がないので、議案第54号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

副 議 長 挙手全員。よって議案第54号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第55号 令和4年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第55号 令和4年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度山北町の町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)は、

次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ359万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,814万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出総額をそれぞれ359万7,000円減額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

副 議 長

上下水道課長。

上 下 水 道 課 長

それでは、議案第55号 令和4年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

19、20ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、6款繰越金の補正額、359万7,000円の減額で、補正後の額は4,814万3,000円でございます。

歳出につきましては、2款予備費を歳入と同額359万7,000円減額し、歳出合計は歳入と同額でございます。

続きまして、事項別で説明しますので、21、22ページをお開きください。

2、歳入でございます。6款繰越金は、前年度の繰越金の確定により359万7,000円減額するものです。

続きまして、歳出でございます。2款予備費につきましては、歳入と同額359万7,000円を減額するものでございます。

説明は以上になります。

副 議 長

説明が終わりましたので、議案第55号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑はございませんでしょうか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異

議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

副 議 長 御異議がないので、議案第55号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

副 議 長 挙手全員。よって議案第55号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第56号 令和4年度山北町山北財産区特別会計補正予算(第1号)、日程第10、議案第57号 令和4年度山北町共和財産区特別会計補正予算(第1号)及び日程第11、議案第58号 令和4年度山北町三保財産区特別会計補正予算(第1号)について、一括議題といたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副 議 長 御異議がないものと認め、一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第56号 令和4年度山北町山北財産区特別会計補正予算(第1号)。
令和4年度山北町の山北財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ680万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は、前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出総額をそれぞれ39万6,000円増額補正するものでございます。

続きまして、議案第57号 令和4年度山北町共和財産区特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度山北町の共和財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定め

るところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7,990万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なものは、新東名高速道路本線用地の売払いによる財産収入143万1,000円の増額であり、歳出については、基本積立金146万3,000円の増額で、歳入歳出総額をそれぞれ146万3,000円増額補正するものでございます。

続きまして、議案第58号、令和4年度山北町三保財産区特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度山北町の三保財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ644万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ61万3,000円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

副 議 長

企画総務課長。

企 画 総 務 課 長

それでは、議案第56号 令和4年度山北町山北財産区特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

予算書の24、25ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入につきましては、2 款繰越金を39万6,000円増額補正するものでございます。

歳出につきましては、1 款財産区費を歳入と同額を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

26、27ページを御覧ください。

2、歳入につきましては、2 款繰越金は前年度繰越金の確定により39万6,000円を増額するものです。

3、歳出については、1 款 1 項 2 目財産管理費を39万6,000円増額補正するもので、財産取得管理等基金に積み立てるものでございます。

続きまして、議案第57号 令和4年度山北町共和財産区特別会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

予算書の29、30ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入につきましては、1 款財産収入及び3 款繰越金を146万3,000円増額補正するものでございます。

歳出につきましては、1 款財産区費を歳入と同額を増額補正するものでございます。

31、32ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書です。中段の2、歳入につきましては、1 款 2 項 1 目不動産売払収入は138万8,000円の増額です。新東名高速道路工事の計画変更により高速道路用地として追加買収となったものでございます。

2 目物品売払収入4 万3,000円は用地買収に伴う物件補償費でございます。

3 款繰越金は、前年度繰越金の確定により、3 万2,000円を増額補正するものでございます。

次に、3、歳出であります。

1 款 1 項 2 目財産管理費は146万3,000円の増額補正でございます。説明欄の財産取得管理等基金積立金に146万3,000円を積み立てるものでございます。

続きまして、議案第58号 令和4年度山北町三保財産区特別会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。

予算書の34、35ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入につきましては、1款財産収入及び2款繰越金を61万3,000円増額補正するものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費を歳入と同額を補正するものでございます。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

36、37ページをお開きください。

2、歳入ですが、1款2項1目不動産売払収入は17万1,000円の増額です。県道山北藤野線拡幅に伴う用地買収によるものでございます。2款繰越金は前年度繰越金の確定により44万2,000円の増額補正でございます。

3、歳出につきましては、1款1項2目財産管理費は61万3,000円の増額です。説明欄の財産取得管理等基金積立金に積み立てるものでございます。

以上で説明は終わります。

副 議 長 説明が終わりましたので、議案第56号 令和4年度山北町山北財産区特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声多数）

副 議 長 御異議がないので、議案第56号 令和4年度山北町山北財産区特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

副 議 長 挙手全員。よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第57号 令和4年度山北町共和財産区特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

副 議 長 御異議がないので、議案第57号 令和4年度山北町共和財産区特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

副 議 長 挙手全員。よって、議案第57号は原案どおり可決されました。
続いて、議案第58号 令和4年度山北町三保財産区特別会計補正予算(第1号)について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。
質疑ございませんか。
質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

副 議 長 御異議がないので、議案第58号 令和4年度山北町三保財産区特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

副 議 長 挙手全員。よって議案第58号は原案どおり可決されました。
日程第12、議案第59号 令和4年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、議題といたします。
提案者の説明を求めます。
町長。

町 長 議案第59号 令和4年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。
令和4年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。
第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,499万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億4,375万6,000円とする。
2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
令和4年9月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ5,499万1,000円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

副 議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、議案第59号 令和4年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。

39、40ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、5款国庫支出金、8款繰入金及び9款繰越金について、5,499万1,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、5款基金積立金及び6款諸支出金について、歳入と同額の5,499万1,000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

41、42ページをお開きください。

歳入でございますが、5款1項1目の介護給付費交付金につきましては、前年度実績精算に伴う国負担分の追加交付分で、335万3,000円でございます。

8款1項1目の一般会計繰越金につきましても、前年度実績精算に伴う町負担分で2節地域支援事業繰入金5万9,000円と、4節1号被保険者保険料負担軽減分繰入金12万1,000円を合わせて18万円の増額でございます。

2項1目の介護給付費基金繰入金につきましては、前年度実績精算に伴う国・県・町社会診療報酬支払基金への返還金に充てるため取り崩すもので、1,271万円の増額でございます。

9款1項1目の繰越金につきましては、令和3年度の決算額の確定によるもので、3,874万8,000円の増額でございます。

43、44ページをお開きください。

次に歳出でございますが、5款1項1目の介護給付費基金積立金につきましては、繰越金のうち、基金積立て分と前年度精算に伴う国と町の追加交付分を基金に積み立てるもので、4,118万3,000円の増額でございます。

6款1項2目の介護給付費交付金返還金につきましては、前年度の介護給

付費の精算に伴う社会診療報酬支払基金に返還するもので、218万7,000円の増額でございます。

3目の国庫支出金返納金につきましても、前年度の地域支援事業精算に伴う国への返還金で、77万9,000円の増額でございます。

4目の県支出金返納金につきましても、前年度の地域支援事業精算に伴う県への返還金で、46万6,000円の増額でございます。

5目の地域支援事業交付金返還金につきましても、前年度の地域支援事業精算に伴う社会診療報酬支払基金への返還金で、82万7,000円の増額でございます。

2項1目の一般会計繰出金につきましても、前年度の精算に伴い町に954万9,000円を返還するもので、内訳としましては、事務費として繰り入れた分について109万8,000円、介護給付費として繰り入れた分について828万2,000円、地域支援事業費として繰り入れた分について16万9,000円を返還するものです。

説明は以上でございます。

副 議 長 説明が終わりましたので、議案第59号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑はございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

副 議 長 御異議がないので、議案第59号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

副 議 長 挙手全員。よって議案第59号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第60号 令和4年度山北町商品券特別会計補正予算(第3号)について、議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第60号 令和4年度山北町商品券特別会計補正予算(第3号)。

令和４年度山北町の商品券特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ２億4,955万6,000円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和４年９月５日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出総額をそれぞれ51万5,000円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

副 議 長

商工観光課長。

商 工 観 光 課 長

それでは、議案第60号、令和４年度山北町商品券特別会計補正予算（第３号）について、御説明申し上げます。

46、47ページをお開きください。

歳入歳出予算補正の歳入でございます。２款、繰越金の補正額につきましては、51万5,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。２款、予備費の補正額につきましても、歳入合計と同額を増額するものです。

続いて、48、49ページをお開きください。

事項別明細書でございます。中段を御覧ください。

歳入の２款１項１目繰越金につきましては、前年度繰越金が確定したため、補正額として、51万5,000円を増額として計上させていただいております。

歳出の２款１項１目予備費につきましては、歳入と同額の51万5,000円増として計上させていただいております。

説明は以上でございます。

副 議 長

説明が終わりましたので、議案第60号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異

議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

副 議 長 御異議がないので、議案第60号を採決いたします。原案に賛成者は挙手を
お願いいたします。

(全員挙手)

副 議 長 挙手全員。よって議案第60号は原案どおり可決されました。

以上をもって、本日の議事日程を終了いたしましたので、散会といたします。

なお、午後1時より決算特別委員会現地調査を行いますので、正面玄関前
にお集まりください。

また、昨日御説明いたしましたように、現地に直接行かれる方は、現地に
13時ということで御集合していただきたいと思います。

以上で散会といたします。お疲れさまでした。(午前11時41分)